

◎新潟県告示第337号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、都市計画事業を次のとおり施行する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 五泉都市計画道路事業

(2) 名称 3・5・4号土深本町善願線

2 施行者の名称

新潟県

3 事務所の所在地

新潟市中央区新光町4番地1

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

新潟県五泉市泉町2丁目、泉町1丁目、宮町及び本町3丁目地内

(2) 使用の部分

なし